



福島医発第883号(地)

平成21年8月5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

肢体不自由にかかる自立支援医療費（更生医療）の支給認定有効期間見直し及び自己血貯血法の承認について（依頼）

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題につきまして別添のとおり長崎県より通知があった旨、福岡県福祉労働部より連絡が参りました。

本件について、長崎県の見直し事項は、①肢体不自由にかかる自立支援医療（更生医療）の支給期間は、入院・通院を含め最長3か月（必要時、再認定申請可能）②自己血貯血法を自立支援医療（更生医療）の支給対象とする（有効期間は、本療法を適用しても上記①の期間を超えないものとする。）とされております。（改正時期①平成21年8月1日②平成21年4月1日）

福岡県の取扱いは、肢体不自由にかかる自立支援医療（更生医療）の支給有効期間（入院・通院合わせて）は、①一側の障害に対する医療については最長2か月②両側又は2か所の障害に対する医療については最長3か月③抜釘術については最長2週間とされており、自己血貯血法については、肢体不自由にかかる自立支援医療（更生医療）の支給対象とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



(公印省略)

2 1 障 第 1365 号

平成 2 1 年 8 月 3 日

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部障害者福祉課長

(自 立 支 援 係)

肢体不自由にかかる自立支援医療費（更生医療）の支給認定
有効期間見直し及び自己血貯血法の承認について（依頼）

このことについて、長崎県から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。
お手数をおかけしますが、貴医師会を通じ各医療機関へご周知をお願い致します。

(参考) 福岡県における取扱いは、以下のとおりです。

- 1 肢体不自由にかかる自立支援医療（更生医療）の支給有効期間（入院・通院合わせて）
は以下のとおりです。
 - ① 一側の障害に対する医療については最長 2 か月
 - ② 両側または 2 か所の障害に対する医療については最長 3 か月
 - ③ 抜釘術については最長 2 週間
- 2 自己血貯血法については、肢体不自由にかかる自立支援医療（更生医療）の支給対象
です。





21障福 第333号
平成21年7月23日

九州各県障害福祉主管課長 様

長崎県障害福祉課長



肢体不自由にかかる自立支援医療費（更生医療）の支給認定
有効期間の見直し及び自己血貯血法の承認について

初夏の候、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

かねてより、本県の障害福祉保健行政の推進につきましては格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では肢体不自由にかかる自立支援医療費（更生医療）の有効期間に関し、1回の判定で承認できる期間は、最長入院3か月間・通院3か月間までとし、また術後のリハビリテーションの有効期間は入院・通院の形態に関係無く、手術日より6か月の範囲内とし、これを超えた期間は、一般医療の対象とする取扱いを行っています。

昨今、術後のリハビリテーションの期間を含め、治療期間が短縮傾向にあること、また、自己血貯血について医療機関が広く導入するに至っており、さらに九州各県・政令市の容認状況等も勘案のうえ、上記有効期間の見直しを行い、今後下記により実施することといたしました。

つきましては、本県障害者が貴県管内の医療機関にかかることも想定されることから、お手をかけますが貴県医師会を通じ各医療機関にご周知をお願いいたします。

記

1. 今回見直した事項

- ① 肢体不自由にかかる自立支援医療費（更生医療）の支給有効期間は、入院・通院を含め最大3か月間とする。（必要時、再認定申請は可能。）
- ② 自己血貯血法を自立支援医療費（更生医療）の支給対象とする。ただし、その有効期間は、本療法を適用しても上記①の期間を超えないものとする。

2. 改正の時期

- ①平成21年8月1日
- ②平成21年4月1日

3. 適応事例

- ①有効期間の始期が平成21年8月1日以降のもの
- ②有効期間の始期が平成21年4月1日以降のもの

長崎県福祉保健部 障害福祉課
地域福祉班 担当 山口
電 話 095-895-2453
FAX 095-823-5082